

事業主 殿

兵庫労働局登録教習機関（兵労基安登録第1号）
 一般社団法人兵庫労働基準連合会神戸西事務所
 安全衛生推進者 登録有効期間 令和11年9月6日
 衛生推進者 登録有効期間 令和11年9月6日

令和8年度 安全衛生推進者ならびに衛生推進者養成講習のご案内

労働安全衛生法第12条の2に基づき、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で、工業的業種及び屋外産業的業種に属する事業は安全衛生推進者、それ以外の非工業的業種に属する事業では衛生推進者の選任が義務付けられています。つきましては、下記のとおり養成講習会を開催いたしますので受講されるようご案内申し上げます。

また、平成26年7月1日、厚生労働省より新たなガイドラインが公表され、小売業、社会福祉施設、飲食店など三次産業においても常時10人以上の労働者を使用する事業場は、安全推進者を配置することとされ、この安全推進者の要件として安全衛生推進者の資格を有する者等とされています。このため、すべての業種の方に対して安全衛生推進者養成講習の受講をお勧めします

記

○安全衛生推進者養成講習

| 講習日時 | 第1回(5月) | 第2回(7月) | 第3回(10月) | 第4回(12月) | 第5回(2月) |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 7:30~(受付) 7:50~19:25(含む内容説明) | 8日(金) | 28日(火) | 7日(水) | 22日(火) | 2日(火) |
| 会場 | 神戸西労働基準協会 | 神戸西労働基準協会 | 神戸西労働基準協会 | 神戸西労働基準協会 | 神戸西労働基準協会 |

○衛生推進者養成講習

| 講習日時 | 第1回(5月) | 第2回(7月) | 第3回(10月) | 第4回(12月) | 第5回(2月) |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 7:30~(受付) 7:50~16:10(含む内容説明) | 8日(金) | 28日(火) | 7日(水) | 22日(火) | 2日(火) |
| 会場 | 神戸西労働基準協会 | 神戸西労働基準協会 | 神戸西労働基準協会 | 神戸西労働基準協会 | 神戸西労働基準協会 |

1. 受講料 安全衛生推進者 15,730円(消費税等込) 内訳:受講料14,300円(税込)、テキスト代1,430円(税込)
 衛生推進者 11,330円(消費税等込) 内訳:受講料9,900円(税込)、テキスト代1,430円(税込)
 (一旦納入された受講料は返還致しません。)

2. 定員 50名(定員になり次第締め切ります)

3. 講習科目(時間割は講師の都合等により変更することがあります。)

| 実施時間 | 講習科目 | 講習時間 |
|-------------|------------------------|------|
| 07:50~08:00 | オリエンテーション | |
| 08:00~10:05 | 作業環境管理及び作業管理 | 2時間 |
| 10:10~11:10 | 健康の保持増進対策 | 1時間 |
| 11:15~12:15 | 安全衛生教育 | 1時間 |
| 12:15~13:00 | 昼休憩 | 45分 |
| 13:00~14:00 | 関係法令(労働衛生関係) | 1時間 |
| 14:05~16:05 | 危険性又は有害性等の調査に基づき講ずる措置等 | 2時間 |
| 16:15~18:15 | 安全管理 | 2時間 |
| 18:25~19:25 | 関係法令(安全関係) | 1時間 |
| 19:25~ | 修了証交付 | |

※安全衛生推進者養成教育と衛生推進者養成教育は同時開催となります。

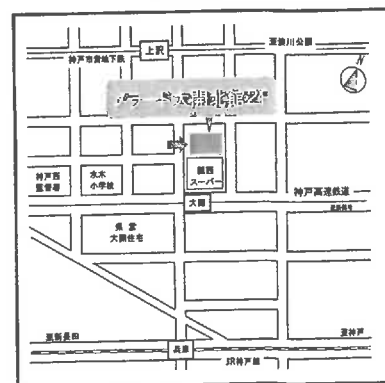
4. その他(注意事項)

- 受講当日の遅刻又は早退者は無効とします。(時間厳守)
- 本人確認の為、受講当日は本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)を必ずご持参下さい。
 ※ 忘れた場合、受講できない場合もありますのでご注意ください。
- 受講者は、筆記用具(黒鉛筆等)を持参して下さい。
- 昼食は各自ご用意下さい。昼休憩が短いことにご留意願います。
- 関係法令を遵守し、個人情報とは本件養成講習に関する事務以外には使用致しません。
-

【参考】安全衛生推進者・衛生推進者を選任しなければならない規模・業種の事業場

| | 安全衛生推進者 | 衛生推進者 |
|----|---|---|
| 規模 | 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場(労働安全衛生規則第12条の2) | |
| 業種 | 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業 家具・建具・じゅう器等卸売業・各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業・燃料小売業 旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 | 安全衛生推進者の選任を要する業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者を選任 |

会場案内図



神戸市兵庫区水木通7丁目1番18号

メラード大開北館2F TEL 078-577-5639

安全衛生推進者並びに衛生推進者養成講習 カリキュラム(詳細)

安全衛生推進者(10H) 並びに衛生推進者養成講習

(神戸西)事務所

| | | 時間 | 講習科目 | | 規定時間数 | 対象者 | |
|-------------|----------|-------------|----------------|---------|-------|---|--|
| 学 科 日 | 1 | 7:30~7:50 | 受付 | | | 衛生推進者 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場及び小売業、社会福祉施設、飲食店含む | |
| | | 7:50~8:00 | オリエンテーション | | | | |
| | | 8:00~9:00 | 作業環境管理及び作業管理 | 1時間 | 2時間 | | |
| | | 9:00~9:05 | 休憩 | | | | |
| | | 9:05~10:05 | 作業環境管理及び作業管理 | 1時間 | | | |
| | | 10:05~10:10 | 休憩 | | | | |
| | | 10:10~11:10 | 健康の保持増進対策 | 1時間 | 1時間 | | |
| | | 11:10~11:15 | 休憩 | | | | |
| | | 11:15~12:15 | 安全(労働)衛生教育 | 1時間 | 1時間 | | |
| | | 12:15~13:00 | 昼食 | | | | |
| | | 13:00~14:00 | 労働衛生関係法令 | 1時間 | 1時間 | | |
| | | 14:00~14:05 | 休憩 | | | | |
| | | 14:05~16:05 | 危険性又は有害性等の調査措置 | 2時間 | 2時間 | | |
| | | 16:05~16:15 | 休憩及び修了証交付 | | | | |
| | | 16:15~18:15 | 安全管理 | 2時間 | 2時間 | | |
| | | 18:15~18:25 | 休憩 | | | | |
| 18:25~19:25 | 安全衛生関係法令 | 1時間 | 1時間 | 安全衛生推進者 | | | |